

Q&A

住宅用火災警報器とは?



住宅用火災警報器は、火災報知器の一つで、火災などの発生による煙や熱を感知し、音声やブザー音で警報するものです。

平成16年6月に公布された消防法の改正により新築の住宅には寝室や階段などに設置が義務づけられました。また、既存の住宅(戸建住宅、火災報知器などが未設置の共同住宅)には平成23年6月から設置が義務づけられます。

住宅用火災警報器は、煙を感知するタイプ(煙式)と熱を感知するタイプ(熱式)の2種類があり、基本的には火災をより早く発見するために煙式にすることがおすすめです。台所などの火災以外の煙を感知するおそれがある場合は、熱式でもかまいません。また、煙や熱だけでなくガス漏れや一酸化炭素を感知することができるものもあります。



町職員による取り付け作業

松田町では65歳以上の一人暮らしの高齢者を対象に、住宅用火災警報器を設置するサービスを進めています。この事業は、町に住む一人暮らしのお年寄りが火事などの犠牲にならないよう、住宅用火災警報器の設置が義務化される前に取り付けるものです。
町役場福祉課では、民生委員と協力し、このたびの住宅用火災警報器の設置対象となる一人暮らし高齢者宅を把握し、318戸に申請書を送付しました。そのうち、8月24日現在139戸から設置の申請がありました。設置作業は7月上旬から順に進められ、8月24日現在、124戸への取り付けが完了しました。取り付けは、すべて町職員らの手によって行われ、高齢者宅を訪問した職員が、寝室を確認し、警報音が聞き取りやすい位置に設置しています。
申請がお済みでない方は、ぜひ申請してください。
【問合せ】福祉課高齢介護係
☎(83)1226

安心して暮らす
高齢者宅に火災警報器を設置

Q&A

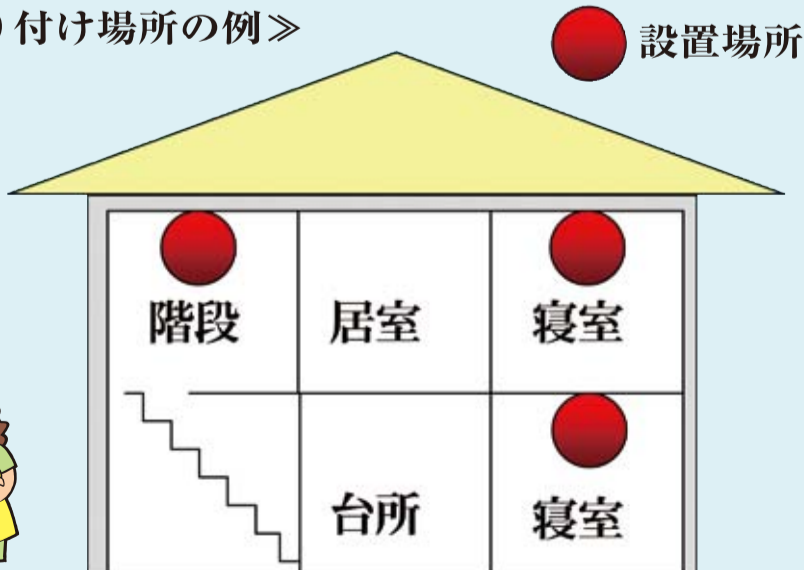
住宅用火災警報器はどこに設置するの?



設置が義務づけられている場所は、寝室になります。寝室が1階ではなく2階またはそれ以上の場合、階段などへの設置も必要になります。また、設置には単独で警報音などが鳴るものや一つの警報器が感知すると連動して他の警報器も鳴るものがあります。今回、一人暮らし高齢者宅に設置しているのは、単独で鳴るものです。

取り付けの場所は、天井や壁などです。なお、エアコンの吹き出し口の近くは避けましょう。また、台所なども調理のときの煙がかからない場所を選びましょう。

《取り付け場所の例》



● 設置場所



【問合せ】足柄消防組合東消防署 ☎(84)0332

▲設置された住宅用火災警報器(ひもを引っ張ることで警報器が作動中かテストできます)



町防災訓練は
9月27日(日)
になりました。
(詳しくは2面をご覧ください)